

Smart Go™サービス利用規約【現改比較表】 2020年4月13日現在

～2020年4月14日

2020年4月15日～

<p>(規約の制定目的)</p> <p>第1条 当社は契約者に Smart Go™サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Go™サービス利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>	<p>(規約の制定目的)</p> <p>第1条 当社は契約者に Smart Go™サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Go™サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>
<p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供開始日を含む月から起算して1年とします。</p> <p>3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。</p>	<p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供開始日を含む月から起算して1年とします。</p> <p>3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する別紙3に定める最低利用ユーザ数分の本サービス利用料金を一括して支払うものとします。</p>

～2020年4月14日	2020年4月15日～
<p>別紙3 「料金表」</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 本サービスにおける経費精算業務の対象となる毎月1日～末日における「1) ユニークID、2) モバイルSuica ログインID、3) Suica ID 番号下4桁」の組合せがユニークな数における、1件当たりのサービス利用料の月額単価（以下、「1ユーザ当たりの月額単価」といいます）は、別紙3の5（利用料金）に定める通りとします。</p> <p>(2) 月額料金は、1ユーザ当たりの月額単価に、請求対象ユーザ数を乗じた額とします。なお、請求対象ユーザ数は、10ユーザ単位とし10ユーザ未満は切り上げます。</p> <p>(3) 最低30ユーザから、10ユーザ単位（10ユーザ未満は切り上げ）でのご利用になります。</p> <p>（例：55ユーザの場合は60ユーザのご利用になります。）</p> <p>(4) 30ユーザに満たない場合でも <u>30ユーザ分</u> をご請求いたします。</p> <p>4. (請求時期)</p> <p>利用料金「①初期費用、②月額料金」について、以下の時期で請求いたします。</p> <p>① 初期費用</p> <p><u>初回</u>月額料金のご請求と合わせてご請求いたします。</p>	<p>別紙3 「料金表」</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 本サービスにおける経費精算業務の対象となる毎月1日～末日における「1) ユニークID、2) モバイルSuica ログインID、3) Suica ID 番号下4桁」の組合せがユニークな数における、1件当たりのサービス利用料の月額単価（以下、「1ユーザ当たりの月額単価」といいます）は、別紙3の5（利用料金）に定める通りとします。</p> <p>(2) 月額料金は、1ユーザ当たりの月額単価に、請求対象ユーザ数を乗じた額とします。なお、請求対象ユーザ数は、10ユーザ単位とし10ユーザ未満は切り上げます。</p> <p>(3) 最低30ユーザ <u>（以下「最低利用ユーザ数」といいます。）</u> から、10ユーザ単位（10ユーザ未満は切り上げ）でのご利用になります。</p> <p>（例：55ユーザの場合は60ユーザのご利用になります。）</p> <p>(4) 30ユーザに満たない場合は、<u>請求対象ユーザ数を30ユーザとして</u>ご請求いたします。</p> <p>4. (請求時期)</p> <p>利用料金「①初期費用、②月額料金」について、以下の時期で請求いたします。</p> <p>① 初期費用</p> <p>月額料金のご請求と合わせてご請求いたします。</p>

～2020年4月14日		2020年4月15日～	
② 月額料金		② 月額料金	
ご利用期間及び設定完了通知の日付	請求時期	<u>当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし</u> ます。	
1月1日～3月31日分	左記ご利用期間と同年の4月		
4月1日～6月30日分	左記ご利用期間と同年の7月		
7月1日～9月30日分	左記ご利用期間と同年の10月		
10月1日～12月31日分	左記ご利用期間と翌年の1月		
		<u>附則（2020年4月6日 A P S 第 00634235 号）</u> <u>（実施期日）</u> 1. <u>この改正規定は、2020年4月15日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> 2. <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> 3. <u>この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>	